

西脇市総合計画審議会会議録

会議名	第6回 西脇市総合計画審議会		
開催日時	平成24年11月26日（月） 「 開会 15時00分 」 「 閉会 17時35分 」		
開催場所	西脇市役所特別会議室		
議長氏名	中川幾郎		
出席者氏名	別紙名簿のとおり（15名）		
欠席者氏名	別紙名簿のとおり（3名）		
会議事項	1 議題 1 会長あいさつ 2 会議録署名委員の指名 3 前回審議会の対応結果（第4章～第6章）について 4 議事 （1）後期基本計画（案）（基本計画第7章・第8章・計画の推進・重点プログラム）について （2）後期基本計画（案）に対する市民意見聴取について （3）後期基本計画の答申について 5 その他	2 会議結果 ・ 議事(1)については、委員の意見を踏まえ、市民意見聴取実施までに、修正した内容を委員に確認 ・ 議事(2)については、原案どおり了承し、12月10日から市民意見聴取を実施 ・ 議案(3)については、原案どおり了承	
	会議の経過	別紙のとおり	
会議資料	<ul style="list-style-type: none"> ・ 会議次第 ・ 会議資料 ・ 別冊「西脇市総合計画・後期基本計画」（素案） 		
会議録の確定			
確定年月日		署名押印	
平成25年2月1日		署名委員 笹 倉 幸 代 印 直 田 春 夫 印	

総合計画審議会委員出欠者名簿

区分	氏名	出欠	備考
会長	中川 幾郎	出席	
副会長	竹内 泰彦	出席	
〃	細井 雅代	欠席	
委員	片岡 道子	欠席	
〃	亀岡 澄子	出席	
〃	斎藤 太紀雄	出席	
〃	笹倉 幸代	出席	
〃	篠原 邦子	出席	
〃	藤井 篤史	出席	
〃	藪根 隆	欠席	
〃	直田 春夫	出席	
〃	大前 道廣	出席	
〃	勝岡 めぐみ	出席	
〃	中野 眞理子	出席	
〃	藤原 幸子	出席	
〃	吉田 光一郎	出席	
〃	尾田 博明	出席	
〃	多井 俊彦	出席	

事務局出席者名簿

職名	氏名	備考
ふるさと創造部長	吉田 孝司	
企画政策課長兼行政経営室長	高田 洋明	
企画政策課主査	萩原 靖久	
企画政策課主任	板場 逸史	

市関係職員出席者名簿

区 分・職 名	氏 名	備 考
行政経営室 行政経営担当主査	徳 岡 和 秀	
情報政策課長	原 田 康 弘	
情報政策課 情報政策担当主査	安 田 尚 人	
まちづくり課長	柳 田 みどり	
まちづくり課 まちづくり担当主査	高 瀬 崇	
秘書広報課 秘書広報担当主査	正 木 万 貴子	
総務課長	藤 原 良 規	
総務課長 人事担当課長補佐	高 橋 芳 文	
財政課長	筒 井 研 策	
税務課長	片 浦 敏 明	
税務課 収税対策室長	高 瀬 和 泰	
税務課 国保税対策担当主幹	井 上 悦 雄	
市民課長	藤 原 進	

◎第6回総合計画審議会会議録

発言者	記 事
会長	<p>○会長あいさつ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現在、委員13名が出席しており、遅れて出席の委員もあるが、条例に規定する定足数を満たしているので、会議は成立していることを報告する。
会長	<p>○会議録署名委員の指名</p> <ul style="list-style-type: none"> ・笹倉委員と直田委員を指名
事務局 会長 会長	<p>○議 事</p> <p>(1) 後期基本計画（案）について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・【第7章】資料、スライド説明 ・意見・質問聴取 ・本日の会議には、これまでと同様、各章の政策の担当課長などにも出席をしていただいているので、委員からの質問等について説明や回答をしていただく。 ・それから、毎回確認をしていることであるが、会議には時間の制約もあるので、委員の質問、また事務局・担当課長からの回答についても、ポイントをとらえ、できるだけ手短かにしていただきたい。 ・それでは、この部分の質問について、委員からご発言いただきたい。
委員	<ul style="list-style-type: none"> ・質問というより意見になるかもしれないが、施策で「地域が抱える様々な課題の解決に向けて、自ら考え、行動する職員の育成」との文言があるが、これは非常に重要なことである。役所の仕事は慣例がない、前例がないということで、上役が否定的な発言をすることが多いのではないかと思うが、こうした上司の意識改革も必要である。意見になるが、そんなことはないということなら、また担当から発言願いたい。 ・もうひとつは、広報とホームページなど情報提供の充実の施策について、広報は月1回発行され、各世帯に配布されているが市のホームページの月間の閲覧数や更新数について教えてもらいたい。高齢者はホームページよりも文字になった広報を見る方が多いと思うが、そういう意味では広報の充実を図ってもらいたいと思う。
委員 会長 総務課長	<ul style="list-style-type: none"> ・「地域自治組織体制について検討・構築」とあるが、この具体的な内容について教えてもらいたい。 ・それでは担当から回答願いたい。 ・職員の育成について、前例踏襲により否定的な判断をしないように上司の意識改革が必要であるということについての質問であるが、このことは市役所の各部署において大変重要な課題で

	<p>ある。日頃からことあるごとに、市長や副市長からも「前例踏襲でなく、問題意識を持って物事に対処するように」との指示がある。考えようとしなない職場のルールや従来のやり方のみを正しいと信じ込み仕事をする職場では、新たな提案が妨げられる雰囲気組織の活性化を低下させるのも事実である。管理・監督職は、行政を取り巻く環境の変化を認識し、自らの役割と権限、そして組織における責任と自覚を促し、組織のリーダーとして知識と技能の向上につながる研修を繰り返し、実施していくよう考えている。また、研修だけでは人材は育たないので研修と人事考課制度、給与制度を総合的に企画し、職員一人ひとりが自ら考え、行動する職員となるような職場風土を作り上げるとともに、意識改革につなげていかなければならない、と考えている。</p>
<p>情報政策課長</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ ホームページの件であるが、1月当たりのアクセス件数はトップページで約2万6千件、ホームページ全体では累計18万件となっている。市のホームページは全体で2,200ページあるが、月に100件程度更新をしている。アクセス上位には、日本のへそや三ノ宮行き急行バスのページ、入札結果、キャンプ場などである。 ・ ホームページの充実については、今年度ホームページのリニューアルを行う。ポイントとしては、情報の発進力の強化をあげているので、イベントのお知らせメールやフェイスブックの導入など、さらに西脇市の紹介や、子育て世代、高齢者など世代に特化した内容、情報提供を考えている。
<p>委員</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 月に2万6千件、累計で18万件ということだが、小野市など近隣都市と比較して、アクセス件数は多いのか、少ないのか。
<p>情報政策課長 まちづくり 課長</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 今データを持っていないので、不明である。 ・ 地域自治組織の体制の具体的な内容であるが、少子高齢化に伴い、一番身近なコミュニティである自治会は役員のみがなくなり、自治会活動への参加が減少しており、組織の維持が困難になっている自治会もある。また、このような減少が今後広がっていくことが予想される。こうしたことに対応していくため、市内の8地区を単位とした地域自治組織の構築を検討しており、策定中の自治基本条例でも位置付けている公共的団体である。この地域自治組織とは、その地区に存在するすべての個人と組織が対象で、地区の課題を解決するために区長会が活動の軸となり、まちづくり団体や各種団体、ボランティアグループなどが有機的に連携して、有効に活用した活動を将来に向けて続けていける組織を想定している。今後、この組織の構築に向けた検討、協議を進めていくこととしている。

<p>委員</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・聞きたかったことと回答がずれている。一番言いたかったのは町内会の組織と住民の年代構成が変化してきているということである。例えば、野村地区では、私の住む近所では、ここ5年間で爆発的に世帯数が増えているし、逆に過疎化、世帯数が減ってきているところもある。それに対して、今のように杓子定規の回答であれば、爆発的に人口が増えているところでは、これまで決められた中身で進めていくのは無理があると思う。逆にそれが計画素案に書いてあるコミュニティの低下にもつながってきているので、行政が現状を把握して、行政から地域住民に問題提起をしていってほしいと思っている。行政がそういった問題がある地域を把握されているのかを知りたかったわけだが、いかがか。
<p>まちづくり課長</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・自治基本条例の制定に当たり、まちかどミーティングを実施した。各地区をまわり、現状を聞かせていただく中で、野村地区のように人口が増えているのでコミュニティが希薄化しているところもあるし、さきほど言ったように自治会が立ち行かないほど過疎化が進んでいる地域もある。市内全域で全く同じような組織を作るとは無理であると考えているので、各地区の実情に応じた組織、有機的に機能するのはどういった組織であるのかということを考えていかなければならないと思っている。
<p>会長 秘書広報課 主査</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・広報紙の充実のことはどうか。 ・広報にしわきの充実についての意見であるが、より市民に親しまれる広報づくりを重点課題として取り組んでいる。具体的には西脇らしい広報づくりということで、伝えることをかみ砕いて分かりやすく表現すること、見やすいレイアウト、多くの市民に登場してもらい、親しみのあるものにすること、としている。また、お知らせ記事だけでなく、主要施策などの特集記事を掲載したり、適切な時期にタイムリーな情報を提供することに留意して作成している。今後とも西脇らしい親しみのある広報作りに努めていく。
<p>会長</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・それから、本日御欠席であるが、細井副会長からの質問として「まちづくり意識の醸成と参画の推進」の部分で、まちづくりへの参画や協働の意識、また、まちづくり指標にある「住んでいる地域への愛着を感じる市民」を増やしていくためには、小学生や中学生の頃から、学校などの現場でも、こうした意識を醸成する取組があったもいいのか、という意見があったので、これについても担当課から回答願いたい。
<p>まちづくり課長</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・市内8地区では、まちづくり協議会を中心に、さまざまな活動が展開されている。地域の子どもたちもこうした活動に参加しており、地域住民との交流も深めている。また、子どもたちが

	<p>中心となったイベントも数多く開催されており、それに伴い若い親たちも自然にまちづくり活動に参加するという形になっている。コミュニティの醸成を図っていくためには、子どもがキーとなっているので、今後も地区の活動の中で、今まで以上に子ども会や学校との連携を図っていくことにより、まちづくり意識の醸成ができるものとする。</p>
<p>会長</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・教育委員会では、小中学校の社会科の授業で、まちづくりの大切さや活動に参画を促すような内容を教えており、自治基本条例についても学習の機会を設けてもらうように検討していきたい。また、西脇市には、15歳になった時に知っておきたい知識ということで、15（イチゴ）検定というものもあるので、そうした活動の中でも展開していきたいと思うので、計画の本文に付け加える方向で検討したい。 ・それでは、これも以前の審議会で、細井副会長から発言のあったことであるが、前期基本計画と比較して、後期基本計画で新たに取り組むこと、また、力を入れていくポイントについて、政策ごとに担当課長からご発言いただきたい。時間の制約もあるので、従来が取組との違いが明らかになるように、ポイントを捉え、手短かにお答えいただきたい。
<p>まちづくり課長</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・第1節「市民参画・協働」の部分では、先ほどから説明しているように自治基本条例の施行が大きなポイントとなる。後期基本計画が始まる平成25年4月からの条例施行を予定しているので推進体制を考えていかなければならない。自治基本条例は策定に意義があるのではなく、制定後の条例の運用、これを生かして参画と協働をいかに推進するのかが重要になる。今後、参画と協働のガイドラインの検証や見直しも条例の実効性を高めることとなる。そのため、市役所内部においても、条例を推進するための庁内推進体制を設置しなければならないし、適切に運用されているのかの状況を見守っていく市民参画の委員会設置も必要と考える。ここでは、条例の制定に基づく推進が大きく前期基本計画と異なる部分である。 ・第2節「市民自治・地域自治」では、自治基本条例の施行後の地域自治組織の構築に力を入れていく。今まで以上に市民との情報共有を図り、参画と協働が進む体制づくり、そしてNPOやボランティア団体の支援に力を入れていく。
<p>情報政策課長</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「情報提供の充実と共有化の推進」の施策では、先ほどの委員への回答とも若干重複するが、従来のホームページは情報発信力が少し弱かったので、その改善を行い、市民にわかりやすい情報提供を進めていく。また、従来は課など部門別の情報発信となっていたが、これを利用者視点に立ったわかりやすいもの

<p>事務局 (企画政策課長)</p>	<p>にしていくことで、発進力を高めたい。今までなかったソーシャルネットワークサービスについては、フェイスブックの導入を考えており、市のイベントやまちづくり団体の情報発信についても考えている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「産官学民連携の推進」の施策では、現在は兵庫教育大学との連携協定を結んでいる。今後は行政課題の複雑化・高度化が予想されるので、必要に応じて総合大学との連携協定の締結を考えている。また、民間企業の地域貢献活動との連携も進める必要があると考える。
<p>会長</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・担当課長から説明していただいたが、これを踏まえて、意見や質問、提案などあれば、委員から発言願いたい。
<p>委員 まちづくり 課長</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・自治基本条例の制定スケジュールはどうなっているのか。 ・平成22年の3月から市民検討委員会に市民の参画をしていただき検討してきたが、いよいよこの12月議会に提案することになっており、平成25年4月からの施行を目指している。
<p>委員 まちづくり 課長</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・この計画素案のパブリック・コメントが実施されるときには、制定がされていないのか。 ・その時点では制定されていない。
<p>委員 事務局</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・市議会は大丈夫なのか。 ・12月議会に提案するが、議会審議の経過によっては、計画素案の修正もありうる。
<p>委員</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・1点目は、「情報提供の充実と共有化の推進」の施策の中で、「市政に関する情報」とあるが、これは市のイベントや様々なサービスを指すと思うが、もう少し広い意味がある方がよいのではないか。例えば、本日配布の計画素案の最後のページには分野別計画ということで、多くの計画が示されているが、これらはきちんとホームページで見ることができることが必要であり、それができて市民と行政の協働体制がもっと進むのではないかと思うので、そうした記述がほしい。 ・「地区からのまちづくりの推進」では、自治基本条例の推移によって変わる部分があるかもしれないが、先ほどの担当課長からの説明を踏まえ、もう少し書き込んだ方が分かりやすい。そして、持続可能な地域自治組織の必要性については、少子高齢化やコミュニティ機能の低下に対応するためとあるが、危機意識からそうした表現になっていると思うが、地区で作られている「まちづくり計画」には、こんなまちにしたい、というような意図があり、前向きな夢とかが示されていると思う。後向きではなく、前から引っ張り上げるような視点も入れると、地域自治組織の意味が明確になってくる。こういうまちを実現する

委員	<p>ためにも、地域自治組織が必要であるという視点があればよいと思う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あとは言葉の使い方であるが、「NPO団体」と書かれているが、NPOのOは団体という意味なので、「NPO」でよい。「ボランティア組織」も「ボランティア団体」でいいだろう。 ・先ほど委員が言われたこととも重なるが、情報のことで、私も西脇市の情報発信は弱いと思っていた。私のボランティア仲間の代弁もするが、イベントなどの情報は隣の多可町は早いですが西脇市は遅いと多くの人が言っている。広報の充実はありがたいし、広報や防災行政無線による情報は市内の人たちには役立つが、私たちの仲間は市外のイベントには他の市町のホームページを見て、足を運んでいる。市外の人に西脇市に足を運んでもらうためには、ホームページを見て、という人が多いと思うので、ホームページの充実をしていただけるのは嬉しい気持ちである。行政情報だけでなく、いろいろなイベント、ボランティアやまちづくり活動などの情報を市のホームページにいち早く掲載していくためには人材も必要である。職員を減らすばかりではなく、そういった部門には充実を図ってほしい。 ・もう1点は、要望であるが、「自ら考え、自ら行動する職員の育成」ということが書かれているが、何を自ら考え、行動するのかとも思う。自ら考える視点には、公務員であっても営業の気持ちを私は持たなければいけないと思う。職員が市民を元気にさせるという大きな目標を持って活躍していることは理解しているが、これからは営業マンとしての気持ちを持つことも重要なので、自ら考えるということに、このことも含んでいただきたい。
会長	<ul style="list-style-type: none"> ・これまでの委員の意見を踏まえて、原案を加筆修正するということでよいか。
事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・いただいた意見を参考にして検討する。次回の審議会までに提案させていただく。
会長	<ul style="list-style-type: none"> ・あえて付け足していいのなら、地域自治組織の部分は、悲観論で体制整備をしていくということだけでなく、もっと夢を持った地域づくりを進めていくためにも、新しい形の地域自治組織が必要であるということを取り入れないと、何か難しい話になってしまう、という趣旨である。
事務局 会長	<ul style="list-style-type: none"> ・【第8章】資料、スライド説明 ・それでは、この部分についての質問について、委員からご発言いただきたい。
委員	<ul style="list-style-type: none"> ・「市税・公共料金の収納体制の強化」の施策で、今年に入り市内でも大型倒産が2件あり、税の滞納もあったと思う。長期滞

<p>税務課長</p>	<p>納といわれるものは市ではどれくらいの期間を指すのか不明だが、例えば1年以上の滞納している企業数はどれくらいあるのか。また、どれくらいの滞納額があれば、物件や土地の差押えをしているのか。そうした部分は一般企業とは異なっていると思うので教えてもらいたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・もう1点は、「定員適正化と効率的な執行体制の確立」の施策で、職員数の適正化が言及されているが、大変重要なことである。他市では月100時間以上の残業をしている職員がいるということで新聞にも取り上げられた。残業代は時間賃金の1.25倍ということなので、かなりの額になると思うが、そのような残業をしていけば、給与と残業代が同じような額にもなるだろうし、そうなれば人員の適正化でも何でもない。西脇市ではそうしたことがないと思うが、実態を教えてもらいたい。 ・税の納付に関する質問であるが、1年以上の滞納件数は、金額の大小はあるが、今年10月現在で法人は150件あまりとなっている。差押えを行うまでの期間であるが、地方税法に従い対応をしている。差押えまでの概要を説明すると、市税は規定により年間に何回かの納期があるが、納期までに納付がないと翌月20日までに督促状を送付し、その後10日間の納付期間を設けている。そうしたことで、1か月程度納期限を延長している。それでも納付されない場合は、法律上はすぐに差押えをするということになっているが、現実としては相手方との話し合いが必要であるので、催告等を発送している。催告等を送付した後に分割納付の指導などを行うが、それを無視するようであれば、不動産等の差押えを実施する。また、個人の滞納の場合であっても、法人と同じような取扱いをしており、いずれの場合も、法律に従い納期限が遅れた場合の催告や物件の差押えを実施している。
<p>総務課長</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・職員の残業についてであるが、最近他の自治体で年間1,000時間、月100時間を超える残業をしているとの報道もあったが、西脇市では月50時間を超える残業となる場合は、事前に総務課へ申請をしてもらうこととしている。このことは、職員の体調管理やワークライフバランスの観点からも申請時点で50時間を超えないよう指導するものである。また、特定個人に業務が偏らないように管理職に対しては、担当課内で分担するよう指導しており、時間外勤務が増えないように努めている。
<p>会長</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・細井副会長からの質問として、「健全な財政運営の推進」では「財政運営の指針となる財政健全化プランに基づき、経営感覚重視の財政運営を着実に推進します」とあるが、これはおそらく普通会計のものであると思う。西脇市は病院や下水道などの

<p>財政課長</p>	<p>企業会計でも歳出規模が大きな会計となっているが、これらの健全な財政運営の推進という部分には、取組として触れる必要があるのではないか、という意見があったので、これについても担当課の方から回答をお願いします。</p>
<p>会長</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・企業会計の健全化の取組については、各企業会計で中期経営計画や改善計画を策定し、個別で取組を進めている。特に上下水道事業については、一般会計からの操出金のことなどもあり、財政健全化プランの中でも「上下水道事業の健全化」という項目を設けている。意見を踏まえ、記載について検討する。 ・それでは、さきほどの第7章と同じように、前期基本計画と比較して、後期基本計画で新たに取組むこと、また、力を入れていくポイントについて、政策ごとに担当課長からご発言いただきたい。
<p>事務局 (企画政策課長)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「行政経営システムの確立・推進」と「行政事務の改善と効率的な事業展開」の施策について説明する。事務事業評価を中心とした記述をしており、本市では現場職員の日線から事業効果の検証を行っているが、これを一層推進していく。そして評価結果を事務事業の改善や予算編成に反映させていきたいと考えており、一層の効果的な予算と事業の執行に努めていきたい。また、職員が減少しているので、業務のマニュアル作成と外部委託を推進し、少数精鋭で住民満足度の高いサービス提供に努めていきたいと考えている。 ・「広域連携による自立的なまちづくりの推進」では、定住自立圏構想に基づく多可町との連携を推進する。また、新たに加西市と加東市が定住自立圏構想の中心市の要件を満たし、両市とは一部事務組合における連携も行っているため、定住自立圏構想における連携も進めていきたいと考えている。
<p>情報政策課長</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「電子自治体の構築」では、前期基本計画では地域情報化やICTを利用した市民サービスの提供の充実などを記述していたが、今回は地域情報化計画の策定ということを入れており、効率的な情報サービスの提供、安心・安全で健やかな暮らしに向けた情報利活用の促進、情報通信事業の整備という4点に基づき、計画策定をしていきたい。また、東日本大震災以降、情報の安全性や行政事務の継続性というものが注目されており、自治体クラウドの導入についても積極的に研究し、推進していきたいと考えている。大災害が発生すると、情報システムが全く機能しない、窓口業務もできないといったことも十分考えられるので、サーバーなどを庁外で保管し、通信回線を経由してデータを利用していき、バックアップも整えていく自治体クラウドを積極的に進めていく。

総務課長	<ul style="list-style-type: none"> ・「定員の適正化と効率的な執行体制の確立」では、職員の大量退職と世代交代が進むことから、市民サービスの低下を防ぐため、再任用制度の導入や任期付職員の任用など多様な雇用形態の運用をしていく。 ・「柔軟でスリムな組織・機構の構築」では、職員が減少する中で、新たな行政課題や多様化・高度化する市民ニーズに適切かつ迅速に対応できるような組織の構築をしていく。
市民課長	<ul style="list-style-type: none"> ・平成20年5月の戸籍法等で本人確認が進められている。窓口を受け持つ担当として、個人情報適切な管理を進めていく。また、国ではマイナンバー制度の導入が検討されているが、適切な情報収集に努めていく。窓口サービスについては、さらなる充実に向けた検討を行っていく。
会長	<ul style="list-style-type: none"> ・ただいま、担当課長からポイントなどの説明があったが、これを踏まえて、意見や質問、提案などあれば、委員からご発言願いたい。
委員	<ul style="list-style-type: none"> ・まちづくり指標の「普通財産の売却件数」の現状値が0件となっているが、これは平成24年度の数値か。また、主な取組事業にある、未収金対策チームのイメージを教えてください。もうひとつ、市税の滞納徴収の強化ということであるが、市税に国民健康保険税は含まれているのか。この3点を聞く。
財政課長	<ul style="list-style-type: none"> ・「普通財産の売却件数」の現状値は、平成24年度を基準として今後、後期基本計画期間内で売却に取り組んでいくということを設定している。平成23年度では売却件数は3件、6千万円程度の実績であったが、それを現状値にすると今後はそれを年度ごとに上げていくのかということになるので、常に積極的に取り組んでいくという姿勢として、このような設定にしている。
税務課長	<ul style="list-style-type: none"> ・今年度は県の整理回収チームを税務課に派遣してもらい、市と県が連携し、滞納整理を行っている。今回の大型倒産でも大きな力を発揮しており、今後も共同して進めていく。また、市税と国民健康保険税は一体であり、力を入れて徴収業務を行っている。
事務局 (企画政策課長)	<ul style="list-style-type: none"> ・未収金対策チームのイメージは、直接徴収に行くということではなく、庁内でどのように未収金の回収を進めるのかということを検討する会議のことである。実際には税の情報を共有することは法的な壁もあるので、ここでは強制徴収の方法を互いに共有したりすることなどを想定している。
委員	<ul style="list-style-type: none"> ・「健全な財政運営の推進」の主な取組事業として、「合併特例事業（合併特例債の活用）」と掲載してあるが、これはどういうものか。
財政課長	<ul style="list-style-type: none"> ・合併特例債は、合併した市町で、上限額が設定されているが、

委員	<p>本市の場合は 110億円程度活用できる有利な起債である。これを活用して、都市基盤の整備を行っていくもので、主な活用予定事業としては、広域道路ネットワーク事業による道路整備、公立学校施設の整備、茜が丘複合施設整備、学校給食センターの改築といったものがあげられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・合併特例債は、合併したときに中心地以外の地域の行政サービスが低下しないように設けられた措置であると思うので、黒田庄地域総合事務所の廃止に伴い、市役所に黒田庄地区の住民が行くことも増えてきているが、黒田庄地域のサービスが低下しないように、ぜひとも使っていただきたい。そのあたりの見解についてはどうか。
事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・合併特例債は、中心地以外の地域の事業をするために設けられたものではなく、新しい自治体全体の活性化を目的に創設された制度である。特に黒田庄地域の利便性の向上だけに集中的に投資するという性質のものではない。合併により 2億 4千万円の合併補助金もあり、こうしたものは行政サービスの格差分を補うためなどに充当しているので、御理解いただきたい。
委員	<ul style="list-style-type: none"> ・説明は理解した。そのような使い方もよいと思うが、できれば黒田庄地域の行政サービスが低下しないように、合併して黒田庄の住民が悪くなったと思わないように使っていただきたい。
委員	<ul style="list-style-type: none"> ・民生委員をしているので、生活上のさまざまな相談を受けているが、都市部から移って来られた方は、西脇市の窓口は優しく丁寧、親切であるということをよく聞くので報告しておく。
委員	<ul style="list-style-type: none"> ・「政策形成への市民参画の推進」や「情報公開」の施策で、政策の市民参画の推進とは、広報紙やホームページの充実だけではない。ホームページの中身にきちんと情報が掲載されていればよいが、そのあたりの記述を工夫していただきたい。ホームページから必要な政策情報がすぐ出てくるのか、西脇市のホームページから統計情報を探しても欲しいデータはあまり出てこないで自分のまちのデータくらいはきちんと揃えておく方がよい。 ・合併特例債の活用についての表現であるが、「有利な財政措置を積極的に活用する」とあるが、合併特例債の活用でとんでもない事態になった自治体もあり、有利な表現というのはいかかなものかと思う。市としては良いかもだが、そのツケは国民にまわり、巡り巡って市民の負担にもなるわけで、国や県が負担するから市は少ない負担で済むという論理は妥当ではない。 ・「電子自治体の構築」では、クラウドサービスは防災上にも便利ということで、さきの大震災のように津波で市役所が破壊されたときに回復できるというメリットもあるが、一方でデータ

	<p>の一極集中によりクラウドサービスがダウンし、住民票の発行が数日間ストップという事例もあったと思う。そういうリスクも念頭に置きながら分散型と集中型の利便性のいいとこどりをしていくことが必要である。</p>
会長	<ul style="list-style-type: none"> ・「窓口サービスの向上」の施策では、上下水道は業務の民間委託を推進するという方向が書かれているが、ここには民間委託の記述がないので、どのように考えているのか。窓口部門は個人情報扱う部門であるので、民間委託は難しい面もあると思うが、そのことも含めて方向性を聞かせてもらいたい。
事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・それぞれの担当から答えていただきたい。合併特例債の交付税負担率はいくらか。
会長	<ul style="list-style-type: none"> ・充当率95%で交付税措置が70%になるので、全体額の66.5%、約3分の2が交付税負担となる。
委員	<ul style="list-style-type: none"> ・ということは市民の負担は3分の1になるが、他の起債よりも交付税参入率が高いので、有利は有利である。 ・その残りの3分の2は誰が負担するのかというと国民である。見えていないだけで、皆さんの負担にもなる。交付税措置を強調しすぎると誤解を与えかねない。日本国の財政としても困った問題で、乱脈に捉えられてはいけないという意味である。
事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・「政策形成の市民参画の推進」の部分は、さきの第7章の政策とも関連することなので、あわせて検討させていただく。合併特例債の活用にあたっての表現についても、誤解を招く可能性がある表現であるので、検討させてもらう。
情報政策課長	<ul style="list-style-type: none"> ・統計データのホームページへの掲載は、指摘のとおり集約した薄いものとなっている。県が掲載している統計データは時系列で把握することもできるので、指摘を踏まえ、ホームページへの統計情報の掲載について今後は検討していきたい。
市民課長	<ul style="list-style-type: none"> ・「窓口サービス」は先ほども申し上げたとおり、本人確認は個人情報の適切な保護という観点から行われているものである。現在窓口には期限付職員も配置しているが、個人情報を保護するという立場からも職員で対応していくことを基本として、臨時職員等は補助的な業務としている。民間委託等は今後の検討課題であると認識している。
委員	<ul style="list-style-type: none"> ・クラウドサービスは、危険性を意識しながら実施していただきたい。それから任期付職員、派遣職員など定員管理の枠外の職員はどのくらいいるのか。
総務課長	<ul style="list-style-type: none"> ・資料を持ち合わせていないので、調べて、後で回答する。
会長	<ul style="list-style-type: none"> ・予算科目上では人件費でない、臨時や派遣、嘱託などの物件費の職員ということである。
委員	<ul style="list-style-type: none"> ・「分野の現状と課題」で、「行政の持つ経営資源は限界が生じ

事務局	<p>てきている」とあるが、行政職員として私は限界が来ているとの認識はないので、違和感がある。その表現の下では、「経営資源が縮小」とあるが、限界と縮小の使い分けはされているのか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・従来の行政運営を継続していくということであれば、経営資源は限界になるということで記述している。経営資源のうち、特に人員と財政が立ち行かなくなるという認識で使っている。
委員 事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・限界が来ている、というニュアンスで書かれているのか。 ・実際に合併から事務職が100人減り、市税収入も落ち込む厳しい状況であるので、全ての経営資源ではないが、私どもの感覚では限界に近いという印象を持っている。
委員 事務局 会長	<ul style="list-style-type: none"> ・限界であるが、一方で定員削減は進めていく、と書かれているので、限界はまだ来ていないのではないのか。 ・誤解を招くような表現であれば、検討させていただく。 ・論理的には、限界が来ているのであれば、これ以上改革の余地がないということではないか。追い詰められている以外の言い方がないか、ということである。
委員 事務局 副会長	<ul style="list-style-type: none"> ・だんだん厳しくなってきた、このままでは行政運営が難しいという意味であるのか。 ・そのとおりである。 ・普通会計部門は確かに100人減っているが、企業会計部門は増えている。定員の適正化計画の策定に私も参加したが、市はいったい何人が適正な職員数と考えているのか。職員の削減が記述されているが、減らしていけばよいというものでもない。何かそのあたりの対策を考えられているのか。 ・人事考課制度というものがあり、「点数化等を行い、公平で客観的に業績を把握する」とあるが、具体的に給料への反映を行っているのか。また、職員の定年について、民間は65歳定年ということで進められているが、再任用制度については書かれているが、公務員の場合にはそうした計画は何かあるのか。
事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・人事考課制度の給料への反映については、幹部職員を対象にこの評価を期末勤勉手当に反映させている。定年制度については公務員は再任用制度が導入され、平成28年度から年金の支給年齢の延長にあわせて、定年を延長していく。2年間で1年ずつ65歳まで延長していく予定で法律が作られている。 ・人事考課制度は、能力効果と実績効果の2つを柱としており、能力効果は、いわゆるコンピテンシーということで、優れた業務を行う要素を10項目、細分化すると30項目、それについて評価をする。実績効果は、年度当初に定めた目標に対し、どの程度成果を上げたかということの評価していく。

総務課長	<ul style="list-style-type: none"> ・計画素案にもあるとおり、平成24年度当初で職員数は 674人で医療職などの病院職員を除くと 298人となるが、これを平成27年4月当初には 277人に削減するという計画を立てている。再任用制度は、昭和28年生まれの職員が退職する時が1年間の再任用となる予定であるが、国の指針がまだ出ていないので、はっきりしない面があるが、これに基づき、市でも指針を定めていく予定としている。年金の支給年齢の延長を考慮した施策を実施していく。
委員	<ul style="list-style-type: none"> ・意見を言わずにおられないような気持ちであるが、窓口サービスについては、私も窓口に行ったときに隣の課の職員の方が要件を聴いてくれたり、質問に対し、後日該当者には葉書を送付すると伝えてくれるなど非常に信頼が置ける人であった。その方は市民サービスに徹底されている人だと思ったが、職員の削減が進められ、その分アルバイトや嘱託職員なども採用されている中で、そういう人にも接遇研修が実施されているのか。公務員は最高のサービスを実施するという意識をもってあたるようアルバイトに至るまで研修は実施されているのか。
総務課長	<ul style="list-style-type: none"> ・アルバイトや嘱託であっても、窓口担当の人は市民から見ると同じ職員であることには変わらないので、今後も職員と同じように接遇研修を実施していきたいと考えている。
会長	<ul style="list-style-type: none"> ・第8章の部分の質問、意見は以上でよいか。それから事務局とも打合せをしたのだが、「職員の能力を最大限に発揮した市政運営」の政策の「現状と課題」と「まちづくり指標」で示されている職員数の定義が違うので、「現状と課題」に書かれている記述に合わせた指標設定に変えてもらった方がよい。職員数は、総職員数、医療職を除くとか、普通会計ベースなどいろいろな定義があってややこしくなるので、設定し直してもらいたい。
事務局 会長 会長	<ul style="list-style-type: none"> ・【計画の推進】資料、スライド説明 ・意見・質問聴取 ・先ほどの確認になるが、合併に伴う地方交付税の算定替期間が終了するのは平成27年度か。最初の10年間がそのまま合算で算定し、次の5年間で段階的に差し引き9、7、5、3、1割と下がっていくのか。確か10年間プラス5年間の期間であったと思うが、平成27年度が10年目で、平成32年度が最終になり、その後普通の自治体と同じような算定になる。それから、人口推計はコーホート法によるものか。
事務局 総務課長	<ul style="list-style-type: none"> ・そのとおりである。 ・先ほどの臨時職員と嘱託職員の数の質問であるが、病院と老人保健施設をあわせて嘱託が82名、臨時職員が98名である。

委員	<ul style="list-style-type: none"> • これらの方も必要な行政サービスに従事されているわけだが、職員の削減目標が達成されればよいというわけではない。先ほど委員からも発言があったように、窓口の丁寧さは、正規職員だから達成できるということもあるだろうし、そういう配慮はしていただきたいと思う。最近では雇用の不安定性をどこかに押し付ける傾向があり、正規雇用の人はそれでいいが、それ以外の人は非常に不安定な生活を強いられるという社会にならないよう、行政が率先して取り組んでいただきたいという思いである。
会長	<ul style="list-style-type: none"> • 余分なことは言う必要はないかもしれないが、委員の発言を私なりに解釈すると、行財政改革ばかりを主張し、職員の定数削減に走る傾向があるが、人員を減らせば減らすほど、臨時職員などの物件費に隠れた職員が増え、しかもそれが低賃金労働者を量産しているということにならないか、ということである。結果的に非正規労働者を大量生産していないか、そういう現実を生みつつあるということも留意しなければならない。こうしたことも自戒すべきである、ということである。
委員	<ul style="list-style-type: none"> • 会長が言われるとおりである。広角的に言えば、非正規労働者が増える社会は本当に良いのかどうかということはマスコミでも絶えず言われていることである。現在公務労働者の3分の1が非正規労働者で、10人いれば3人が臨時、嘱託、アルバイトとなっており、行革の名の下に、非正規労働者の枠がどんどん拡大しているのが実態である。私どもはそこに非常に大きなジレンマを抱えており、公共がそのようなワーキングプアを生産していくことが果たしてよいのかと思っている。一方で、人件費を削減するという至上命題があり、そうした3割の人を全て正規職員にすると、人件費は果たしてどうなるのかということをおもは常念頭に置いている。 • その典型が西脇病院であるが、かつて医事課や窓口の職員はすべて正規職員であったが、今は全て民間業者に委託している。委託をしているから窓口サービスが悪いかと言えば、むしろ民間業者の方がそうしたことには敏感であり、非常に丁寧で、少しでも応対が悪ければ交替させられる側面もあるので、委託の効果が十分に発揮されていると思う。しかし、働いている人の賃金はかなり低位な状態にある。こうしたことに大きなジレンマを抱えているが、臨時、嘱託などの定数外職員をできるだけ減らして、今後はアウトソーシングに移行していくべきだと考えている。雇用契約法の改正や再任用制度の法制化に伴い、本市でも年齢構成の多い50代職員が10年近くもこれから職場に残る実態も出てくるので、そうした人の人件費もどうするのかと

<p>会長</p>	<p>いう問題も抱えている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いろいろな問題があっても、金銭的にはさほど減らないが、アウトソーシングへの移行をせざるを得ないという見解を持っており、外部に委託できるものはできるだけしながら、基本原則は市民サービスの低下を来たさないということで、民間委託を推進していかねばならないと考えている。必ずしも正規の公務員でないとできない仕事ばかりではない。例えば、ごみ収集業務は公務員に身分を持った職員がしないといけないかという、そうではなく、民間の業者で対応できる業種であるので正規職員は10年以上も採用を行っていない。派遣、委託にシフトしつつあり、管理部門に正規職員が残っている。委員や会長が言われたが、絶えずジレンマを抱えながら、進めていっているという苦しい事情もご理解いただきたい。 ・ここで敢えて申し上げたのは、審議会でこうした矛盾を抱えながら改革について議論すべきではないかという思いからである。今後とも計画の進行管理については、審議会が責任をとらなければいけないので、学習事項として知っておいていただきたい。
<p>事務局 会長 会長</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・【まちづくりの重点プログラム】資料、スライド説明 ・意見・質問聴取 ・ただ今、説明されたものは、後期基本計画の基本政策の前の部分に掲載される、言うなればリーディングプロジェクトの位置付けになるものである。中・長期的には重点的に取り組むものという趣旨であるが、これについての意見や質問をうかがいたい。
<p>委員</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・要望になるが、さきの情報発信のところでも触れたが、交流人口の拡大に向けての情報発信について積極的にPRしていただきたい。休日に出かけるときに、様々な自治体のホームページを見るが、イベント情報を検索すると、地域内の住民を対象とした情報ばかりで、大きなイベントがなかなかヒットしない。市外向けのPRをこれからは積極的にしていただきたい。
<p>委員</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・中身には異論はない。重視した視点は非常によいものであると思う。総合計画全体の背景になるものだと思うし、プロジェクトの3つの内容もよいものになっているが、視点とプロジェクト内容の関係性が少しみえない。例えば、視点にある内発的発展とは具体的に何なのかなど、もう少し関係性を明確に示してもらった方がわかりやすい。
<p>事務局</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・委員が言われたことは、検討段階で内部でも議論になったことである。視点とプロジェクトの内容がクロスしている部分も多いので、関係性が見えにくい。関連図を作ることを一度前向き

委員	<p>に考えてみる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「訪れてみたいまちづくりプロジェクト」では、もっとタイムリーなもの、例えば黒田官兵衛について、黒田庄住民会議でも取り組まれていると思うが、交通手段も含めて市外への宣伝やアプローチをしていき、官兵衛といえ、黒田庄の荘厳寺が出てくるような発信をしていけば、行ってみたいと人もあるのではないかと思う。細かいことになるが、タイムリーな話でもあるので、そうしたことも考えてもらいたい。
委員	<ul style="list-style-type: none"> ・それに加えて、ホームページで発信するときには、市民かんきょう大学のように、いつ何時でも入学できるとしているように開かれた情報、いつでも行けるということもPRしていただければと思う。
会長	<ul style="list-style-type: none"> ・今のことは要望として関係課にお伝えいただきたい。それから私個人の委員としての意見になるが、先ほど市内のイベントは市民を対象に呼びかけているという意見があったが、私も同感である。観光と、すぐに勇み足にならなくとも、近畿一円に発信していけば、西脇市は非常に魅力あるまちだと思う。近郊観光、ツーリズムというものが最近は確立しており、少し日帰りで遊びに行きたいまち、というものがやはりである。西脇市は惹きつける力は十分あるが、一方で、働きかけの意識がないように思う。担当部を作ってそれを戦略化する、そういう仕事をする担当は、多くの自治体が大抵企画担当に押し付ける傾向があるが、それでは駄目である。西脇市の場合はどうなるのか、観光課になるのか。しかし、多くの自治体の観光課は観光協会担当課になっている。
委員	<ul style="list-style-type: none"> ・事務局の答弁のようになるが、委員が指摘されたように本市の発信力は弱い気がする。観光交流の窓口は、定住自立圏の関係で企画政策課、観光という切り口では商工労政課ということになるが、庁内で横断的なチームを設置して進めていかなければという思いである。黒田官兵衛についても庁内で近々関係課が集まり、どのように打ち出していこうかと戦略を練っているところで、来年度予算への反映を含めて、まず会議をしようとしている。また、地域や観光協会にどのようにかかわってもらうのか、そうしたことをまず戦略として練ろうと準備を進めている。 ・観光交流、訪れてみたいまちづくり、というのはひとつの課で取り仕切るのは、中身が多様で難しい。会長が言われたような芽は、若干であるが来住家住宅や播州織工房館などで商工会議所にも力を入れてもらった結果、市外からの人が散策されている姿も見かけるようになったので、ひとつの成果ではないかと

<p>会長</p>	<p>思っている。さらに、いろいろな地域のまつりもあるので、そうしたPRも市外に向けて行っていくことの必要性を改めて感じたので、庁内で徹底していきたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・先ほど申し上げてよかったのだが、市内8地区のまちづくり協議会がいよいよ法的に担保されて立ち上がる時期が近づいてきている。統計についても8つのまちづくり協議会のエリアごとに整理できるように準備してはどうか、という気がしている。自分たちのまちの姿がホームページを開けばわかり、まちづくり協議会単位でいろいろなデータが見られる、これは統計データを少し整理すれば可能なことであると思うが、そうなれば自分たちの住んでいる地域の実情が分かり、現状の認識もできると思う。
<p>事務局 会長</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・【その他の追加・修正箇所】資料説明 ・意見・質問聴取 ⇒意見等なし。
<p>事務局 会長</p>	<p>(2) 後期基本計画（案）に対する市民意見聴取について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資料説明 ・意見・質問聴取 ⇒意見等なし
<p>会長</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・事務局の説明のとおり、本日の審議を踏まえ、修正した素案について、委員に郵送し、最終的に御確認をいただいた上で、12月10日から約1か月間のパブリック・コメントを実施するということで了解願いたい。
<p>事務局 会長 委員</p>	<p>(3) 後期基本計画の答申について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資料説明 ・意見・質問聴取 ・パブリック・コメントの意見反映があれば、どうなるのか。計画の決定はいつになるのか。
<p>事務局</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・次回である。12月中に送付するのは答申書案の表書きの部分である。また、本日審議した第7章以降の部分については、修正したものを12月上旬までに委員に送付させていただき、確認していただく。
<p>会長</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・12月中に委員の意見を反映して異論がなければ、パブリック・コメントを実施。その意見を反映して修正するのは、次回の審議会です。そこで計画を確定し、答申を行うという流れになる。最終答申の中身は次回審議会でも提示されるので、承認をしていただくという段取りになる。 ・以上で本日の審議を終了する。あらためて申し添えておくと、委員の意見は貴重なものばかりであったので、これらを踏まえて、再度事務局で、計画素案の検討を加えてもらいたい。それ

とともに、計画に反映する必要はないが、貴重な意見、行政への励ましも含めてきちんと担当課に伝えて、業務に生かしていただきたいと思う。他に委員から発言はないか。

- ・特にないようなので、それでは本日の審議は終了する。本日で計画素案の審議を全て終えたが、次回審議会が最終案の決定、答申となるので、よろしく願います。

○その他

- ・次回の審議会の予定等を連絡